

仮設住宅の供与期間について

◎仮設住宅の供与は7年目で基本的に終了し、再建先が決まっているが期間内に退去できない世帯（※要件有り）のみ特定延長を導入予定

◆宮城県の見解：特定延長 理由（7年目延長において特定延長を基本とするよう内閣府から技術的助言があった。平成29年度末において災害公営住宅等の整備により、被災者の住宅需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する状況が概ね解消するため）

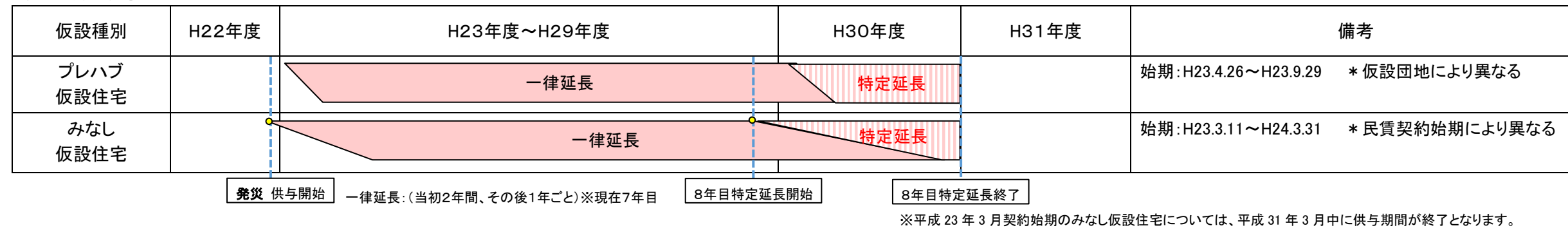
【特定延長対象者の要件】

要件1 災害公営住宅への入居や防災集団移転など、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

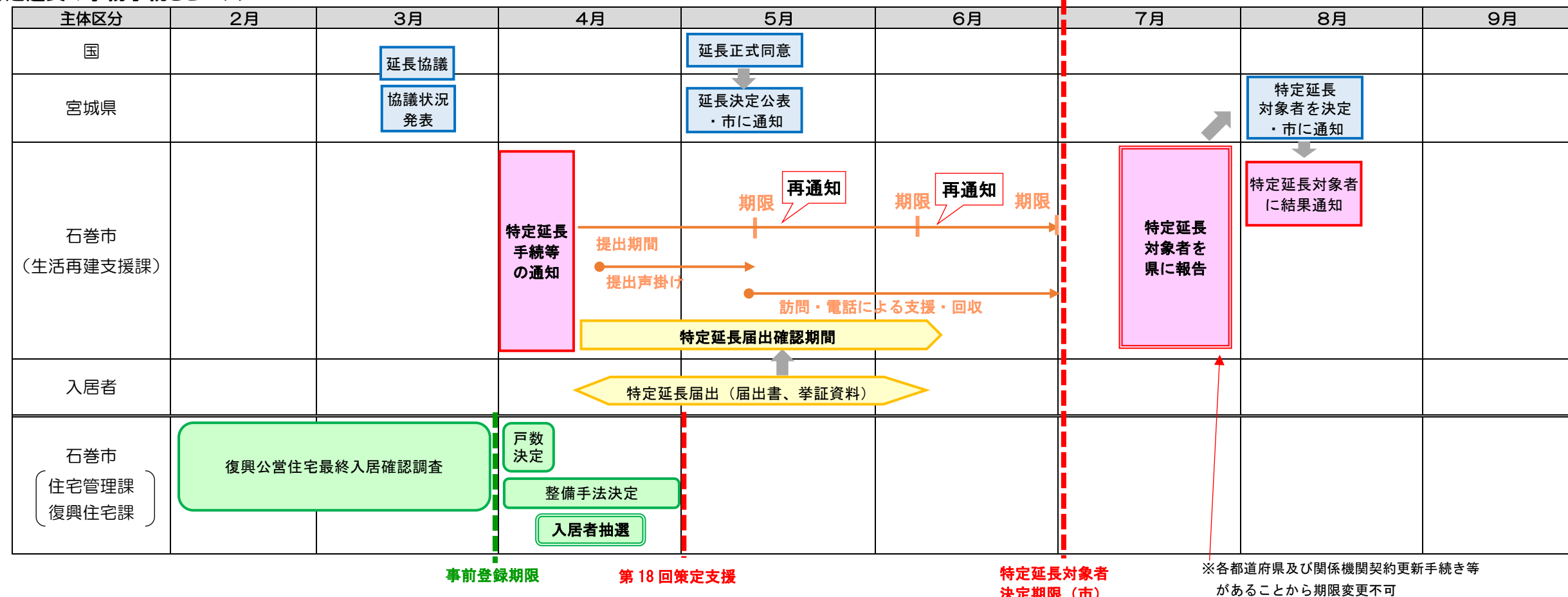
要件2 公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

- (参考)特定延長実施要件
- ①平成29年度には、災害公営住宅等の整備により、被災者の住宅需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する状況が概ね解消する見込みである。
*概ねの目安は災害公営住宅等の整備が8割程度完了（ただし、「8割完了＝特定延長」、「8割未満＝一律延長」ではない）
 - ②全ての入居者の再建把握が完了している。（又はH29.7末までに完了する。）
*原則として、公共事業による住宅整備の対象となる全ての入居者の再建状況を把握していること。 *要件1は職権による特定で可。要件2は拳証資料による特定が必要。
 - ③供与が終了となる入居者への支援体制が確立している。（又は確立する。） *要件に該当しない大多数の入居者は供与が終了するため。

◆特定延長供与期間イメージ



◆特定延長の事務手続きとスケジュール



◆特定延長届出確認について

平成29年3月に国との延長協議状況が県から発表された後、復興公営住宅最終入居確認調査の結果を踏まえ、仮設全入居者に特定延長手続き等の通知を送付

- [送付内容(予定)] ・「応急仮設供与期間のお知らせ」と「特定延長に係る届出書」の提出について(通知) ・(案)【重要】応急仮設住宅供与期間の特定延長に関する届出書 ※下記参照 提出期限：5月上旬
 ・応急仮設住宅特定延長のしおり ・(案)【重要】住まい再建に関する届出書 ※下記参照 提出期限：5月上旬

重要 (案)
 応急仮設住宅供与期間の特定延長に関する届出書

平成 年 月 日

石巻市長 殿

〔届出者〕住所
 契約者氏名 印
 連絡先

下記2の要件に該当し、応急仮設住宅の7年の供与期間内に仮設住宅を退去できませんので、差支資料を添付し、下記により届け出ます。

記

1 特定延長が必要な入居者の氏名を記入してください。

| 入居者等 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 |
|----------|----|----|-------------|----|
| 仮設住宅契約者名 | | 本人 | 炆・癸・癸 . . . | |
| 同居人 | | | 炆・癸・癸 . . . | |
| | | | 炆・癸・癸 . . . | |
| | | | 炆・癸・癸 . . . | |
| | | | 炆・癸・癸 . . . | |

2 該当する要件の番号を枠内に記入してください。

- 公共事業等による自宅の再建は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない・・・「1」
- 公共事業以外で自宅の再建は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない・・・「2」

要件

3 再建の方法について、該当する番号を枠内に記入してください。上記要件の1に該当する場合は1～3より選択してください。上記要件の2に該当する場合は4～6より選択してください。

- 災害公営住宅・・・「1」
- 防災集団移転・・・「2」
- その他公共事業 ()・・・「3」
- 持家の建築、修繕・・・「4」
- 持家の購入・・・「5」
- その他 ()・・・「6」

方法

4 仮設住宅退去予定時期について、枠内に記入してください。

平成 年 月

※特定延長の実施について国から同意が得られた場合には、この書面に基づいて、特定延長の要件に該当するかどうか確認することになります。

重要 (案)
 (仮) 住まい再建に関する届出書

平成 年 月 日

石巻市長 殿

| | | |
|-----|-----------|---------|
| 届出者 | 契約者名 | 印 |
| | 現住所(仮設住宅) | |
| | 連絡先(電話番号) | — — () |

応急仮設住宅の供与期間終了に伴う自立計画について、下記のとおり届け出ます。

■再建時期 ※1

平成 年 月 日

■再建方法(口の中にレ点を付けてください) ※2

- 復興公営住宅
- 防災集団団地
- 自宅再建
- 市営・県営住宅
- 賃貸住宅
- 親族宅や知人宅へ転居、福祉施設等へ入所
- その他 ()

【注意事項】

- ※1 再建時期は「応急仮設住宅の供与期間のお知らせ」と「特定延長に係る届出書の提出」に記載の供与期限までとなります。
- ※2 再建方法が「復興公営住宅」「防災集団団地」「自宅再建」の方は、現在の供与期限までに再建する方のみ記入となります。
- ※3 民間賃貸借上げ住宅(みなし仮設住宅)を退去する際は、退去の1か月前までに別途「解約届出書」の提出が必要となります。

◆特定延長に関する課題

※以下の理由により各事業担当課との連携、協力が不可欠

- ①対象者特定のためには、再建意向を示した世帯の具体的な手続きに関し、早急に状況確認や手続き勧奨が必要。
- ②公共事業の進捗により再建時期が決まる仮設住宅入居者が何の事業の対象となっているか不明の場合、対象者に漏れが生じるおそれがある。
 このため、特定延長に関し庁内で共通認識を持つことが必要。
- ③復興公営住宅や防集団地で再建予定の世帯または一部世帯員が再建意向を変更する場合、特定延長の要件を踏まえた説明が必要。